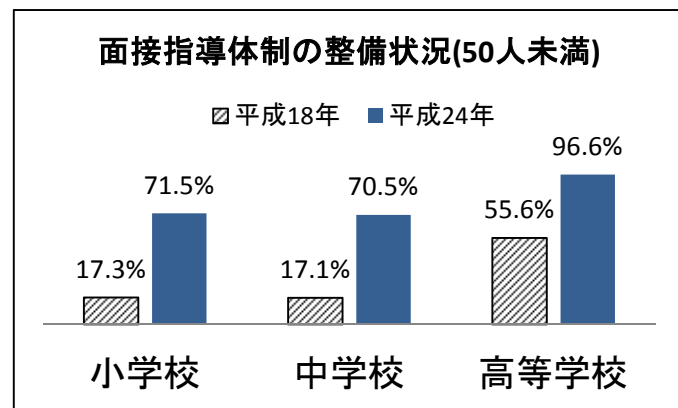
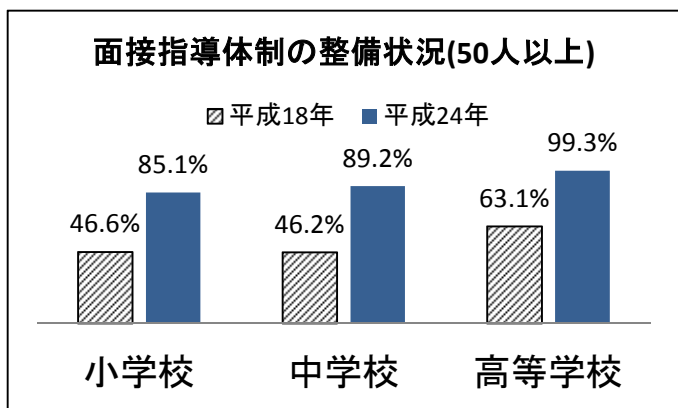
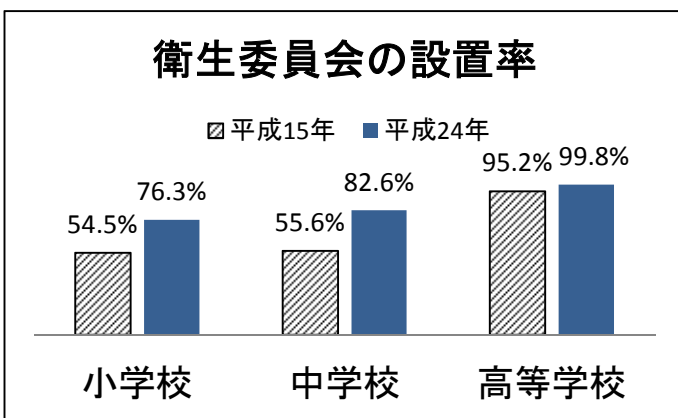
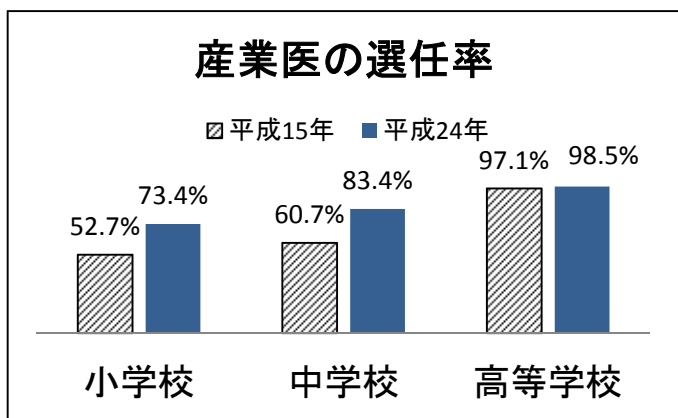
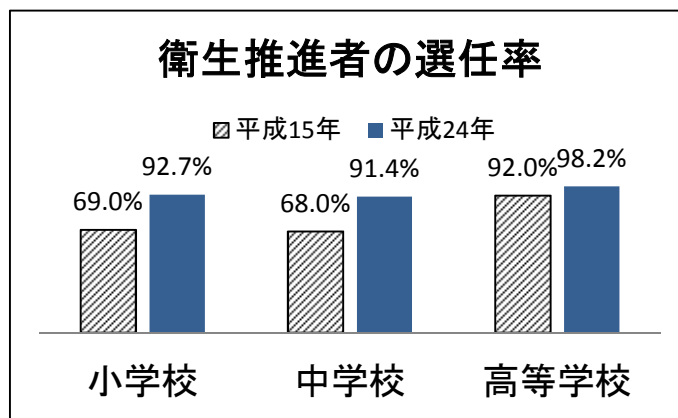
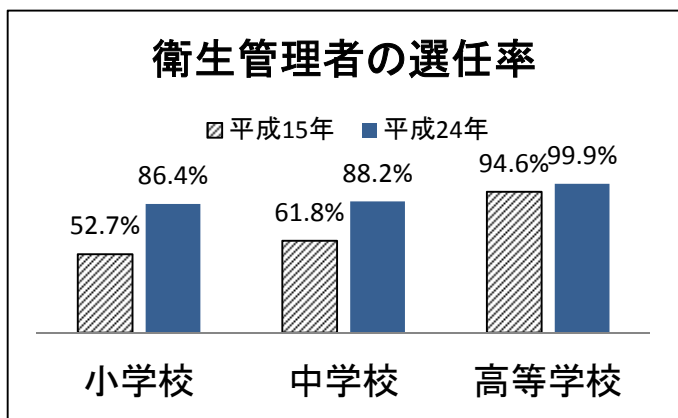


公立学校における労働安全衛生管理体制の整備状況の推移



※毎年5月1日現在の状況(文部科学省調べ)

※面接指導体制については、平成18年度より調査。

※なお、平成20年度よりすべての学校において面接指導体制を整備することが求められている。

公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備状況

平成24年5月1日現在

区 分		総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者			安全衛生推進者等			産業医			安全委員会			衛生委員会		
		選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率(%)	設置を要する事業場	設置している事業場	設置事業場率(%)	設置を要する事業場	設置している事業場	設置事業場率(%)
学校	幼稚園	—	—	—	—	—	—	1	1	100.0%	804	625	77.7%	1	0	0.0%	—	—	—	1	1	100.0%
	小学校	—	—	—	—	—	—	308	266	86.4%	18,935	17,557	92.7%	308	226	73.4%	—	—	—	308	235	76.3%
	中学校	—	—	—	—	—	—	397	350	88.2%	9,042	8,262	91.4%	397	331	83.4%	—	—	—	397	328	82.6%
	高等学校	—	—	—	—	—	—	2,756	2,753	99.9%	874	858	98.2%	2,756	2,714	98.5%	—	—	—	2,756	2,751	99.8%
	中等教育学校	—	—	—	—	—	—	20	20	100.0%	8	7	87.5%	20	20	100.0%	—	—	—	20	20	100.0%
	特別支援学校	—	—	—	—	—	—	765	759	99.2%	159	155	97.5%	765	738	96.5%	—	—	—	765	759	99.2%
	合計	—	—	—	—	—	—	4,247	4,149	97.7%	29,822	27,464	92.1%	4,247	4,029	94.9%	—	—	—	4,247	4,094	96.4%
調理場	単 独	19	19	100.0%	227	184	81.1%	227	199	87.7%	731	519	71.0%	227	199	87.7%	95	86	90.5%	227	201	88.5%
	共 同	1	1	100.0%	27	22	81.5%	27	22	81.5%	358	296	82.7%	27	23	85.2%	5	5	100.0%	27	23	85.2%
	合計	20	20	100.0%	254	206	81.1%	254	221	87.0%	1,089	815	74.8%	254	222	87.4%	100	91	91.0%	254	224	88.2%

(文部科学省調べ)

平成23年3月31日現在

(参考)

地方公共団体全部局	542	540	99.6%	1,352	1,334	98.7%	11,777	11,403	96.8%	49,772	45,523	91.5%	11,777	11,470	97.4%	1,055	1,041	98.7%	11,777	11,197	95.1%
-----------	-----	-----	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	-------

(総務省調べ)

(出典)地方公共団体全部局における労働安全衛生管理体制の整備状況(地方公共団体の勤務条件等に関する調査)

公立学校における面接指導体制の整備状況

平成24年5月1日現在

区 分	合計			都道府県立学校			市町村立学校			合計(50人以上)			都道府県立学校 (50人以上)			市町村立学校 (50人以上)			合計(50人未満)			都道府県立学校 (50人未満)			市町村立学校 (50人未満)			
	体制整備を要する事業場	体制を整備している事業場	整備事業率(%)	体制整備を要する事業場	体制を整備している事業場	整備事業率(%)	体制整備を要する事業場	体制を整備している事業場	整備事業率(%)	体制整備を要する事業場	体制を整備している事業場	整備事業率(%)	体制整備を要する事業場	体制を整備している事業場	整備事業率(%)	体制整備を要する事業場	体制を整備している事業場	整備事業率(%)	体制整備を要する事業場	体制を整備している事業場	整備事業率(%)	体制整備を要する事業場	体制を整備している事業場	整備事業率(%)	体制整備を要する事業場	体制を整備している事業場	整備事業率(%)	
学校	幼稚園	4,646	3,314	71.3%	1	1	100.0%	4,645	3,313	71.3%	1	1	100.0%	/	/	/	1	1	100.0%	4,645	3,313	71.3%	1	1	100.0%	4,644	3,312	71.3%
	小学校	20,692	14,841	71.7%	/	/	/	20,692	14,841	71.7%	308	262	85.1%	/	/	/	308	262	85.1%	20,384	14,579	71.5%	/	/	/	20,384	14,579	71.5%
	中学校	9,688	6,900	71.2%	45	45	100.0%	9,643	6,855	71.1%	397	354	89.2%	2	2	100.0%	395	352	89.1%	9,291	6,546	70.5%	43	43	100.0%	9,248	6,503	70.3%
	高等学校	3,633	3,584	98.7%	3,408	3,391	99.5%	225	193	85.8%	2,756	2,737	99.3%	2,590	2,577	99.5%	166	160	96.4%	877	847	96.6%	818	814	99.5%	59	33	55.9%
	中等教育学校	28	28	100.0%	24	24	100.0%	4	4	100.0%	20	20	100.0%	17	17	100.0%	3	3	100.0%	8	8	100.0%	7	7	100.0%	1	1	100.0%
	特別支援校	924	910	98.5%	804	799	99.4%	120	111	92.5%	765	757	99.0%	682	677	99.3%	83	80	96.4%	159	153	96.2%	122	122	100.0%	37	31	83.8%
	合計	39,611	29,577	74.7%	4,282	4,260	99.5%	35,329	25,317	71.7%	4,247	4,131	97.3%	3,291	3,273	99.5%	956	858	89.7%	35,364	25,446	72.0%	991	987	99.6%	34,373	24,459	71.2%

(文部科学省調べ)

学校における 労働安全衛生管理体制の 整備のために

～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～



平成 24 年 3 月



文部科学省

学校においても「労働安全衛生法」に基づき 労働安全衛生管理体制の整備が求められています!

学校における
労働安全衛生
管理体制の整備



教職員が教育活動
に専念できる適切
な労働環境の確保



学校教育全体
の質の向上

1. 学校において求められる労働安全衛生管理体制

教職員 50 人以上の学校

事業者（教育委員会等）

衛生委員会

産業医

衛生管理者

教職員 10～49人の学校

事業者（教育委員会等）

衛生推進者

(1) 教職員 50 人以上の学校で選任・設置を要するもの

衛生管理者：衛生に係る技術的事項を管理する者

（衛生管理者免許取得者、「保健体育」の中学・高校教諭、養護教諭等から選任）

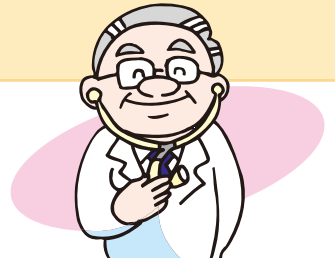
- ・ 少なくとも週 1 回学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは所要の措置を講ずる。
- ・ 上記の措置等について、月 1 回の衛生委員会で報告する。
- ・ 健康診断等の結果を踏まえ、心身両面にわたる健康指導を実施するなど、教職員の健康管理を行う。
- ・ 問題等が発生した場合は、産業医等との意見交換を行う。



産業医：教職員の健康管理等を行う者

(厚生労働大臣が定める研修を修了した者等から選任)

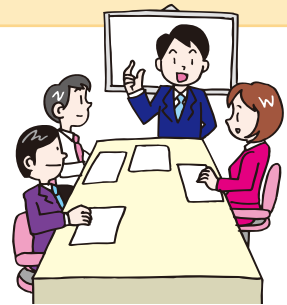
- ・健康診断等を通じて、教職員の健康管理を行うとともに、少なくとも月1回学校を巡回し、教職員の勤務実態、学校の衛生状態等の点検を行い、問題があるときは、所要の措置を講ずる。



衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関

(校長、衛生管理者、産業医等で構成)

- ・以下の事項等について調査審議を行う。
 - ①勤務中の事故等に関する原因調査・防止対策と勤務環境管理
 - ②健康診断等の結果に基づいた教職員の健康管理
 - ③教職員に対する安全衛生教育についての計画の策定
 - ④長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止対策



(2) 教職員 10～49 人の学校で選任を要するもの

衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者

(業務を担当するため必要な能力を有すると認められる者から選任)

- ・学校を巡回し、空調設備などの施設・設備、温度・採光などの環境衛生、教職員の勤務実態等を点検し、問題があるときは、所要の措置を講ずる。



(3) 学校における面接指導体制の整備

教職員 50 人以上の学校のみが対象
(平成 19 年度まで)



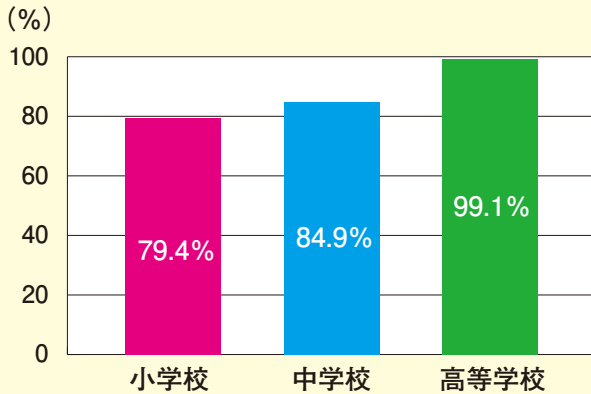
すべての学校が対象
(平成 20 年度以降)

- 平成20年4月1日より、すべての学校において、医師による面接指導を実施することができ体制を整備することが求められている。
- 週40時間を超える労働が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる教職員については、教職員の申出を受けて、遅滞なく、医師による面接指導を行う必要がある。
- 上記に該当しない教職員でも、健康への配慮が必要な者については面接指導等を行うよう努める必要がある。

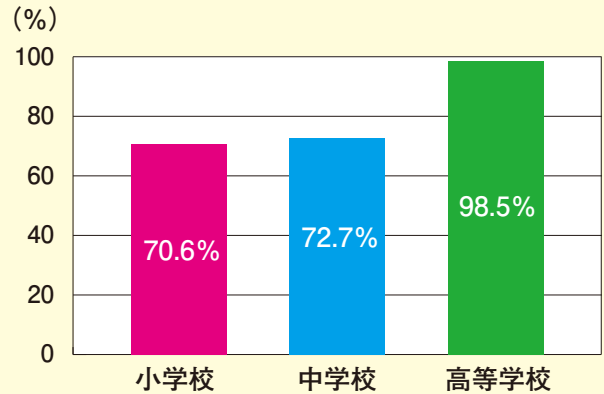
2. 公立学校における労働安全衛生管理体制の整備状況

※ 平成22年5月1日現在（文部科学省調べ）

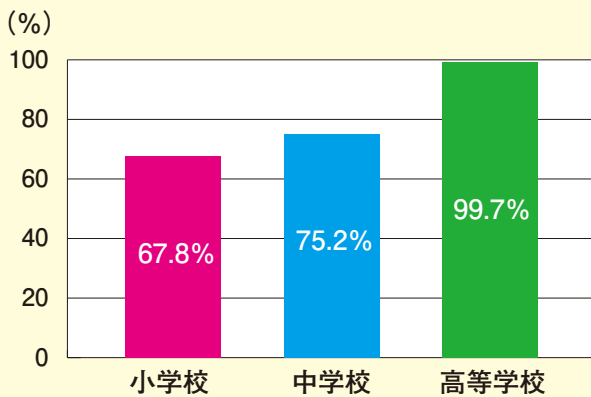
衛生管理者の選任率



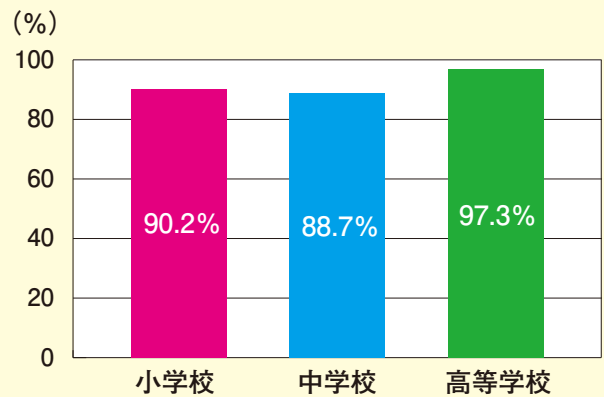
産業医の選任率



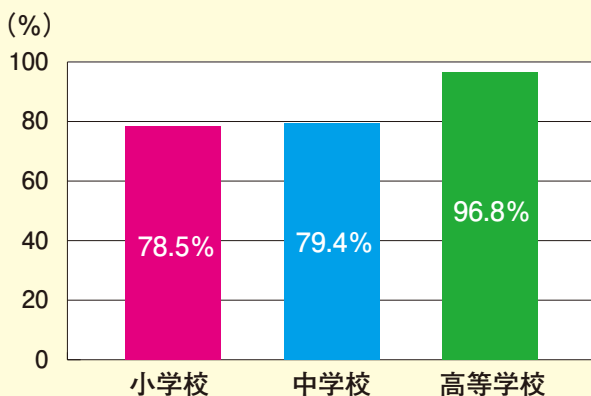
衛生委員会の設置率



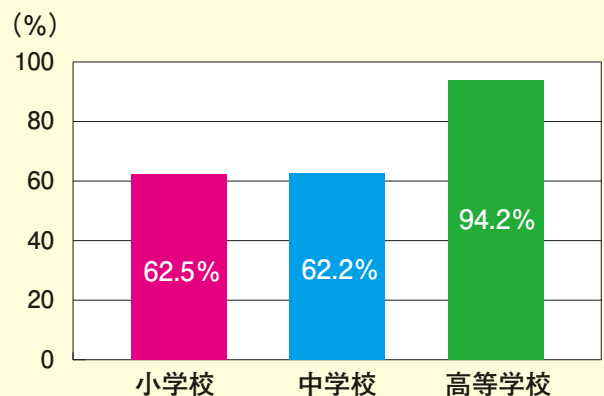
衛生推進者の選任率



面接指導体制の整備状況（50人以上）



面接指導体制の整備状況（50人未満）



特に小学校・中学校における整備率が低い水準
市町村教育委員会をはじめとして早急な対応が必要！

3. 学校における労働安全衛生管理体制の改善方策

体制整備が進まない主な要因

関係法令等の
認識不足

有資格者の不在

財政的な事情

改善方策の例

現場の意識改革

教育委員会や管理職
のリーダーシップ

既存の人材・組織
の有効活用

(既存の人材・組織の有効活用例)

衛生管理者

既に資格を有している者（保健体育教諭、養護教諭等）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能（※）

衛生推進者

既に資格を有している者（保健体育教諭、養護教諭等）を活用することにより、速やかな体制の整備が可能（※）

産業医

学校医と産業医では職務内容が重複する部分もあるため、学校医の中から選任することにより、比較的簡単に体制の整備が可能（※）

衛生委員会

必要な委員を確保した上で、学校保健委員会等の既存の委員会と併用をすることにより、比較的簡単に体制の整備が可能

※このことは、衛生管理者等を特定の職種の職員に限定するものではありません。

労働安全衛生管理の推進のためには体制整備後の実践も重要
職場全体で協力し、適切な労働環境の確保を！



学校における労働安全衛生管理体制 の整備のために

～教職員が教育活動に専念できる適切な職場に向けて～

(連絡先) 文部科学省 スポーツ・青少年局 学校健康教育課

住所 〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話 03-5253-4111 (内線 2695)